

県民生活センター業務概要

令和4年度

山梨県県民生活センター

目 次

I	県民生活センターの概要	1
II	令和4年度事業計画	2
	1 相談業務	
	2 行政苦情審査員制度	
	3 啓発業務・消費者教育	
	4 情報提供業務	
	5 商品の試験検査	
	6 公益通報者保護法の外部通報相談窓口	
	7 特定商取引法・景品表示法等に関する業務	
III	令和3年度事業の実績	
	1 相談業務	
	年度別・月別相談件数	4
	【行政苦情・行政相談、県民相談】	
	行政苦情・行政相談、県民相談状況	5
	(1) 区分別相談件数	6
	(2) 市郡別相談件数	6
	(3) 月別相談受理状況	
	①行政苦情・行政相談	7
	②法律相談	8
	③弁護士相談(消費生活相談も含む)	8
	④交通事故相談	9
	⑤内職相談	10
	⑥労働相談	11
	【消費生活相談】	
	消費生活相談状況	12
	(1) 年度別相談状況	12
	(2) 相談件数の推移	13
	(3) 月別相談受付件数	13
	(4) 市町村別相談件数	14
	(5) 販売購入形態別相談状況	15
	(6) 商品・役務等項目別相談状況	16
	(7) 契約当事者年代別商品・役務件数(上位10分類)	17
	2 消費者啓発事業	
	(1) 消費者啓発実施状況	18
	(2) 事業別内訳	19
	①児童生徒講座	
	②若者講座	
	③高齢者講座	
	④一般成人講座	
	⑤見守り関係者講座	
	⑥教職員研修	
	3 情報提供業務	22
	4 商品の試験、検査	23
	5 公益通報者保護法外部通報窓口	23
	6 特定商取引法・景品表示法等に関する業務	23
IV	参考資料	
	1 県民生活センターの沿革	24
	2 県民相談センターの沿革	24
	3 消費生活センターの沿革	25

I 県民生活センターの概要

1 設置目的

県民に対して県行政及び県民生活に関する相談の窓口を広く開き、相談への迅速かつ的確な対応を図るとともに消費者の自立を支援し、もって開かれた県政の推進と県民生活の安定、向上に資する。

2 設置年月日・所在地等

(1)設置年月日 平成18年4月1日

※県民相談センターと消費生活センターが統合

(2)所在地 甲府市飯田一丁目1-20 JA会館5階

電話(055)235-8455(消費生活相談)

(055)223-1471(県民生活相談)

(055)223-1366(行政相談)

地方相談室:都留市田原二丁目13-43 南都留合同庁舎1階

電話(0554)45-5038(相談)

(3)相談時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

3 業務の内容

(1)相談業務

①行政相談 ②法律相談 ③交通事故相談 ④内職相談 ⑤労働相談

⑥消費生活相談 ⑦個人情報相談

○無料弁護士相談 毎週水曜日(祝祭日を除く)

○移動県民相談

(2)行政苦情審査員制度

(3)啓発業務・消費者教育

・出前講座の実施

・啓発キャンペーンの実施

(4)情報提供業務

・情報誌の発行、スポット放送、ホームページやSNSによる情報提供

(5)商品の試験検査

(6)公益通報者保護法の外部通報相談窓口

(7)特定商取引法・景品表示法等に関する業務

4 職員配置

○ 所長1名 次長1名 相談・啓発スタッフ4名 行政相談スタッフ2名

県民生活相談員4名 消費生活相談員8名

(地方相談室) 次長1名(兼) 県民生活相談員1名 消費生活相談員1名

○ 行政苦情審査員1名 事務局長1名(兼) 事務局員2名(兼)

II 令和4年度事業計画

1 相談業務

(1) 相談員による相談

法律、交通事故、内職、労働、消費生活、個人情報等について、担当相談員が相談に応じる。

※消費生活相談は、ホームページからメール相談にも対応

(2) 移動県民相談

県民生活センター以外の場所において、臨時的な相談コーナーを開設する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ実施する。

(3) 無料弁護士相談

より専門的な法律知識が必要と判断される事案について、弁護士が相談に応じる。

2 行政苦情審査員制度

山梨県行政苦情審査員設置要綱に基づき、県行政に対する県民の苦情や相談について、行政苦情審査員が調査、助言等を行う。

3 啓発業務

(1) 出前講座の実施（消費者教育）

地域の学習会や消費者勉強会などへ無料で講師を派遣し、参加者に合った講座を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえオンラインによる講座を実施する。

講座分類	対象者	内容
児童生徒向け講座	幼児～中学生	学習指導要領に応じた年代別講座
高校生向け講座	高校生等	自立した消費者として成人を迎えるための基礎講座
若者向け講座	大学生等、新社会人	自立した消費者として必要な実践的講座
一般成人向け講座	社会人	消費者市民社会の実現やエシカル消費、地産地消など幅広い知識の習得を目的とした講座
高齢者向け講座	高齢者	被害の未然防止に役立つ分かりやすい実践的講座
見守り活動講座	見守り関係者	地域の見守り活動に役立つ実践的講座
教員向け講座	担当教員等	教員養成課程向け研修、現職教員向け講座

(2) 啓発資料等の作成、配布

テーマや年代別のパンフレット、消費者教育のための映像や啓発物品の作成を行い、出前講座やキャンペーン等において配布する。

(3) 啓発キャンペーンの実施

消費者月間（5月）、高齢者向け啓発月間（秋期）、若者向け啓発月間（冬期）においてキャンペーンを実施する。

(4) 事業者向け消費者志向経営セミナーの開催

4 情報提供業務

(1) 消費生活情報誌「かいじ号」の発行

(2) テレビによる「くらしの情報」のスポット放送

消費生活に関する知識やトラブルの注意喚起情報などを放送する。

(3) ホームページによる情報発信

県民生活センターの業務をはじめ、統計資料、悪質商法の事例、消費者教育に関する資料など県民に役立つ様々な情報を発信する。

(4) SNS による情報発信

Twitter、Facebook、LINE により、幅広い消費者に対して情報を発信する。

(5) メールマガジンによる情報提供

市町村の職員や相談員、消費生活協力員などに対して速やかな情報提供を行う。

(6) 展示による情報提供

JA 会館 5 階の「県民生活情報提供コーナー」に各種パンフレットや啓発資料を展示する。

見守り活動や消費者教育のための DVD の貸し出しを行う。

(7) 消費生活相談の情報提供

5 商品の試験、検査

消費生活に必要な商品の安全、衛生、機能等に関し、必要に応じて試験及び検査を行う。

6 公益通報者保護法の外部通報相談窓口

外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、法令所管課への仲介等の事務を行う。

7 特定商取引法、景品表示法等に関する業務

特定商取引法、景品表示法及び山梨県消費生活条例に基づき、消費者からの相談や情報提供により、事業者の情報収集や行為について事情聴取を行うなど対応する。

食品表示法を所管する部署と「食品表示合同調査」を行い、適正な表示の確保を図る。

8 その他

(1) 消費者安全法に基づく消費者事故等を未然に防ぐ取組み

(2) 人材育成等

センター相談員をはじめ、市町村の職員や相談員、消費生活協力員などに対する資質の向上と連携強化のため研修を実施する。

(3) 情報収集、調査研究等

Ⅲ 令和3年度事業の実績

1 相談業務

年度別・月別相談件数

月別 相談区分	年度	件数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
行政苦情	R1	5	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	R2	7	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0
	R3	6	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	0	0
行政相談	R1	6	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
	R2	5	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	R3	11	1	0	2	1	0	3	1	0	1	0	0	2
法律相談	R1	1,044	93	96	101	108	88	102	80	83	66	74	74	79
	R2	961	77	46	92	88	75	85	98	85	56	77	75	107
	R3	1,039	97	87	107	88	87	90	83	84	76	82	63	95
交通事故相談	R1	113	6	13	10	7	9	8	7	9	8	13	11	12
	R2	86	15	2	7	9	5	6	10	8	8	3	9	4
	R3	63	2	9	1	3	7	10	3	4	4	8	6	6
内職相談	R1	218	14	24	15	25	13	10	14	22	11	21	28	21
	R2	142	13	11	13	16	8	19	15	8	9	10	8	12
	R3	105	9	10	9	10	7	4	18	7	4	8	7	12
労働相談	R1	162	15	11	21	21	7	19	10	8	15	6	10	19
	R2	150	25	10	15	17	8	8	8	12	12	11	12	12
	R3	125	14	14	13	10	7	7	10	12	6	11	7	14
消費生活相談	R1	3,975	300	366	337	362	300	341	374	335	309	277	304	370
	R2	3,712	411	329	365	319	278	301	319	279	257	275	261	318
	R3	3,493	316	257	343	286	277	292	287	280	287	295	255	318
合 計	R1	5,523	429	512	486	524	418	481	485	458	409	392	427	502
	R2	5,063	542	399	494	450	374	420	451	394	342	376	367	454
	R3	4,842	439	377	475	399	386	407	402	388	378	406	338	447

・移動県民相談会の開催 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

【行政苦情・行政相談、県民相談】

行政苦情・行政相談、県民相談状況

○行政苦情・行政相談

公正で透明な行政運営を図るため、平成11年4月に「行政苦情審査員制度」を設置し、県行政に関する県民からの苦情及び相談を簡易・迅速に処理している。

■令和3年度の取扱件数：17件

(内訳) 苦情6件(前年度より1件減)、相談11件(前年度より6件増)

○法律相談

離婚問題、相続問題、金銭貸借問題、土地・住宅問題、地域(相隣)問題などに対する解決のための、助言や専門機関を紹介

■令和3年度の相談件数：1,039件(前年度より78件増)

(内訳) 家族問題、相続問題、地域(相隣)問題、土地問題に係る相談が多い

○交通事故相談

被害者、加害者双方からの交通事故に関する問題についての助言や専門機関を紹介

■令和3年度の相談件数：63件(前年度より23件減)

(内訳) 損害賠償額の算定や示談の仕方、過失の程度に関する相談が多い

○内職相談

内職を希望する県民の方に、内職に関する求人情報を提供

平成25年10月から登録事業者求人情報をホームページに掲載

■令和3年度の相談件数：105件(前年度より37件減)

(内訳) 求職89件、求人16件

○労働相談

労働条件や労働環境に関する問題についての助言や専門機関を紹介

■令和3年度の相談件数：125件(前年度より25件減)

(内訳) 労働条件に関する相談が最も多く74件等

(1) 区分別相談件数

相談区分	R2年度	R3年度	前年度比(%)
行政苦情	7	6	85.7
行政相談	5	11	220.0
法律相談	961	1,039	108.1
交通事故相談	86	63	73.3
内職相談	142	105	73.9
労働相談	150	125	83.3
合計	1,351	1,349	99.9

(2) 市郡別相談件数

上段：移動相談件数で内数

中段：() 地方相談室件数で内数

下段：合計(本所+地方+移動相談)

市郡別 相談区分	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	上野原市	甲州市	中州市	西八代郡	南巨摩郡	中巨摩郡	南都留郡	北都留郡	不明・県外	計
行政苦情	1					1	1			1							1		1	6
行政相談	1	1					1		1	1				1			2		3	11
法律相談	(3)	(2)	(19)		(5)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(10)	(1)					(8)		(8)	(61)
	236	23	28	29	15	22	100	92	123	71	21	23	40	22	27	36	39		92	1,039
交通事故相談		(2)	(1)																	(3)
	11	4	1	1	1	5	10	4	6	1			2	1	1	1	1		13	63
内職相談		(10)	(12)		(4)						(1)						(6)			(33)
	17	12	12		4	3	7	2	8	12	1	8	2	4	3		7		3	105
労働相談					(2)															2
	23	3	2	8	4	2	9	2	12	5	1		3	5	3	1	4		38	125
計	(3)	(14)	(32)		(11)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(11)	(1)					(14)		(8)	(99)
	289	43	43	38	24	33	128	100	150	91	23	31	47	33	34	38	54		150	1349

(3) 月別相談受理状況

① 行政苦情・行政相談

市郡別 区分	件数	方法			内容								
		面接	電話	文書	県民 生活	福祉 保健	林政	産業 労働	観光 文化	農政	県土 整備	教育	その他
総計	行政苦情	6		6		1		1	1		3		
	行政相談	11	2	9		1	2		1		3	1	3
	計	17	2	9	6	2	2	1	2		6	1	3
4月	行政苦情												
	行政相談	1	1								1		
	計	1	1								1		
5月	行政苦情												
	行政相談												
	計												
6月	行政苦情												
	行政相談	2		2							1		1
	計	2		2							1		1
7月	行政苦情	1		1							1		
	行政相談	1		1									1
	計	2		1	1						1		1
8月	行政苦情	1		1				1					
	行政相談												
	計	1		1				1					
9月	行政苦情	1		1							1		
	行政相談	3		3		1					1	1	
	計	4		3	1	1					2	1	
10月	行政苦情												
	行政相談	1		1									1
	計	1		1									1
11月	行政苦情	1		1					1				
	行政相談												
	計	1		1					1				
12月	行政苦情												
	行政相談	1		1					1				
	計	1		1					1				
1月	行政苦情	2		2		1					1		
	行政相談												
	計	2		2		1					1		
2月	行政苦情												
	行政相談												
	計												
3月	行政苦情												
	行政相談	2	1	1			2						
	計	2	1	1			2						

② 法律相談

月別	相談 件数	相談方法		相談内容								
		面接	電話	家族	相続	地域相隣	土地	住宅	損害賠償	金銭貸借	契約	その他
総数	1,039	58	981	269	250	124	121	47	30	54	11	133
うち地方相談室	61	2	59	8	8	7	3	8	1	3	3	20
4	97	6	91	24	26	6	10	4	1	6	1	19
うち地方相談室	6	1	5	2	1						1	2
5	87	5	82	27	19	7	11	4	4	5	2	8
うち地方相談室	6		6	1			2	1			1	1
6	107	4	103	30	29	12	6	6	7	3		14
うち地方相談室	7		7	1				1	1	1		3
7	88	3	85	27	20	12	10	5	4	2		8
うち地方相談室	4		4			2						2
8	87	5	82	22	24	8	10	5	2	8		8
うち地方相談室	6		6		2	1		1		1		1
9	90	5	85	29	17	11	8	4	3	5	3	10
うち地方相談室	3		3					1				2
10	83	2	81	18	29	8	12	2	2	2		10
うち地方相談室	4		4	1	1	1						1
11	84	10	74	17	20	14	11	2		5		15
うち地方相談室	3	1	2		2							1
12	76	7	69	16	18	12	11	5	4	3	1	6
うち地方相談室	4		4			1		1			1	1
1	82	1	81	18	14	10	7	6	1	7	3	16
うち地方相談室	8		8	1	1		1	2				3
2	63	3	60	20	10	10	9	2	1	3		8
うち地方相談室	6		6	1	1	2		1				1
3	95	7	88	21	24	14	16	2	1	5	1	11
うち地方相談室	4		4	1					1			2

③ 弁護士相談件数（消費生活相談も含む）

月別	相談 件数	相談内容								
		家族	相続	地域相隣	土地	住宅	損害賠償	金銭貸借	契約	その他
総数	304	66	20	8	33	11	17	78	53	18
4	30	5	3		3		2	7	7	3
5	22	5	2		3	1	1	3	4	3
6	37	10	2	1	3	2		9	6	4
7	31	11	4	1	3		2	5	5	
8	30	6		2	2	1	3	9	6	1
9	36	8	4	1	3	1	3	9	6	1
10	26	6	1		2	2	2	8	5	
11	18	3		2	3	1	1	4	2	2
12	31	3	3		4		2	9	7	3
1	15	4		1	4	1	1	3	1	
2	11	1				1		5	3	1
3	17	4	1		3	1		7	1	

④ 交通事故相談

月別	相談件数	相談方法		相談要旨別													相談者別		損害内容		
		面接	電話	賠償責任者	賠償額の算定	過失の程度	示談の仕方	債務不履行	自賠償保険請求等	労災・社会保険の使用	相手方文書請求方法	訴訟・調停の利用	後遺障害等	任意保険	その他	計	うち自転車問題	被害者	加害者	死亡	負傷
総数	63	5	58		17	9	10		4	2		2	5	14	63	1	47	16	2	33	28
	うち地方相談室	3	1	2		1	1	1							3		3			1	2
4		2	2			1								1	2		1	1			2
	うち地方相談室	1	1			1									1		1				1
5		9	1	8		5	2		1					1	9		7	2		4	5
	うち地方相談室	1	1			1									1		1			1	
6		1	1			1									1		1			1	
	うち地方相談室																				
7		3	3										2	1	3		2	1		1	2
	うち地方相談室																				
8		7	7		3		2		1				1		7	1	5	2		5	2
	うち地方相談室																				
9		10	10		1	2	4			1			1	1	10		9	1		6	4
	うち地方相談室																				
10		3	3		1		2								3		3			1	2
	うち地方相談室	1	1				1								1		1				1
11		4	1	3		1						1		2	4		4			4	
	うち地方相談室																				
12		4	4			2				1			1		4		4			1	3
	うち地方相談室																				
1		8	1	7		1	1		2			1		3	8		5	3		5	3
	うち地方相談室																				
2		6	1	5		1		1						4	6		4	2	2	2	2
	うち地方相談室																				
3		6	1	5		4		1						1	6		2	4		3	3
	うち地方相談室																				

⑤ 内職相談

(令和3年度)

月別	相談件数	相談方法		相談内容		相談職種内訳				
		面接	電話	求職	求人	電気精密部品	縫製業	貴金属製品	ニット製品	その他
総数	105	31	74	89	16	8			1	96
	うち地方相談室	33	6	27	31	2				33
4		9	2	7	5	4			1	4
	うち地方相談室	1		1	1					1
5		10	6	4	10					10
	うち地方相談室	3	1	2	3					3
6		9	5	4	8	1				9
	うち地方相談室	4	1	3	3	1				4
7		10	4	6	7	3	2			8
	うち地方相談室	5	3	2	5					5
8		7	1	6	7					7
	うち地方相談室	2		2	2					2
9		4	1	3	4					4
	うち地方相談室	1		1	1					1
10		18	3	15	14	4				18
	うち地方相談室	7		7	6	1				7
11		7	1	6	5	2	2			5
	うち地方相談室	1		1	1					1
12		4		4	3	1				4
	うち地方相談室	2		2	2					2
1		8	3	5	8					8
	うち地方相談室	1		1	1					1
2		7	3	4	7					7
	うち地方相談室									
3		12	2	10	11	1				12
	うち地方相談室	6	1	5	6					6

⑥ 労働相談

(令和3年度)

月別	相談件数	相談方法		相談内容							産業分類												
		面接	電話	労働組合・労使	労働条件	雇用関係	職業能力開発	勤労者福祉	男女雇用機会均等	外国人労働者	その他	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険・不動産業	学術・専門技術	飲食・宿泊業	生活・娯楽	医療・福祉	教育・学習支援業	その他
総数	125	6	119		74	8		5	5	1	32	7	17		13	9	2	8	5	6	17	2	39
うち地方相談室	2		2		2								1										1
4	14	1	13		9	1		1			3	1	1		1		1	1	1				8
うち地方相談室																							
5	14		14		8	2		1			3				3		1		1	2	2		5
うち地方相談室																							
6	13	2	11		5			2	1	1	4	2	3		1	1		1	1	1	2		1
うち地方相談室																							
7	10		10		5	3			1		1				2					1	2		5
うち地方相談室																							
8	7		7		5						2	1			1	1		1		1			2
うち地方相談室																							
9	7	2	5		4						3				1		2	1		2			1
うち地方相談室																							
10	10		10		8						2	1			1	1		1			1	1	4
うち地方相談室																							
11	12		12		7			1	1		3		1		1		2				3	1	4
うち地方相談室																							
12	6		6		4						2	1	3		1						1		
うち地方相談室	1		1		1								1										
1	11		11		7	2			1		1	1	5		1	2					1		1
うち地方相談室																							
2	7		7		5				1		1		2		1							2	2
うち地方相談室	1		1		1																		1
3	14	1	13		7						7		2		1	2			1	1	1		6
うち地方相談室																							

【消費生活相談】

消費生活相談状況

- 令和3年度の相談件数は、3,493件であり、前年度に対して94.1%と減少した。
- 相談の内訳は、商品1,745件、役務1,591件、その他157件であった。
- 相談種別は、苦情2,956件、問合せ・要望は537件であった。
- 令和3年4月からメール相談を開始したところ、17件の相談があった。

(1) 年度別相談状況

項目		年度	R1	R2	R3
総件数 (地方相談室件数)			3,975件	3,712件	3,493件
			(207件)	(182件)	(168件)
内訳	苦情		3,470件	3,179件	2,956件
	問合せ・要望		505件	533件	537件

①商品・役務別 相談件数

年度	商品		役務		その他		計	
R3年度	1,745件 (50.0%)		1,591件 (45.5%)		157件 (4.5%)		3,493件	
	苦情	1,556件	苦情	1,365件	苦情	35件	苦情	2,956件
	問・要	189件	問・要	226件	問・要	122件	問・要	537件
R2年度	1,801件 (48.5%)		1,727件 (46.5%)		184件 (5.0%)		3,712件	
	苦情	1,599件	苦情	1,529件	苦情	51件	苦情	3,179件
	問・要	202件	問・要	198件	問・要	133件	問・要	533件
前年度比	97%		92%		85%		94%	

(注) ()内は構成比を表す

②相談の上位10分類

(令和2年度)

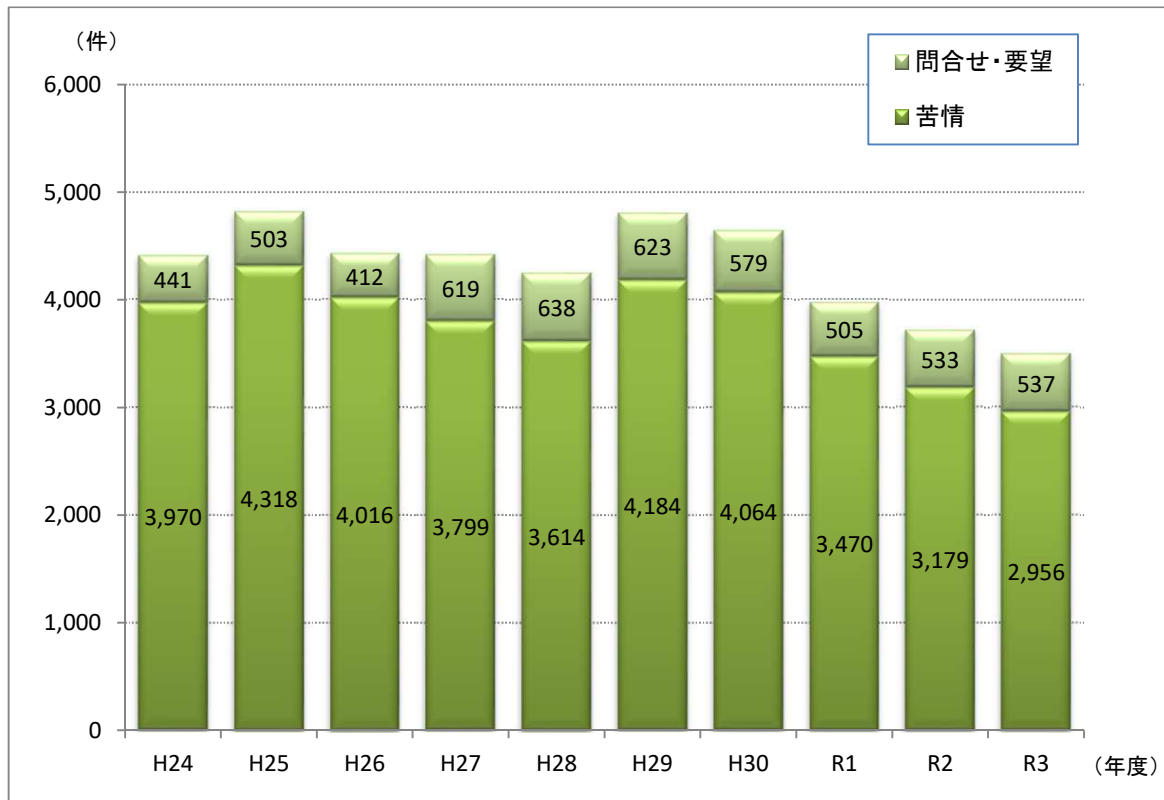
順位	分類	件数
1	商品一般	373
2	放送・コンテンツ等	318
3	健康食品	198
4	相談その他	175
5	融資サービス	163
6	役務その他	155
7	自動車	136
8	インターネット通信サービス	131
9	集合住宅	130
10	化粧品	121

(令和3年度)

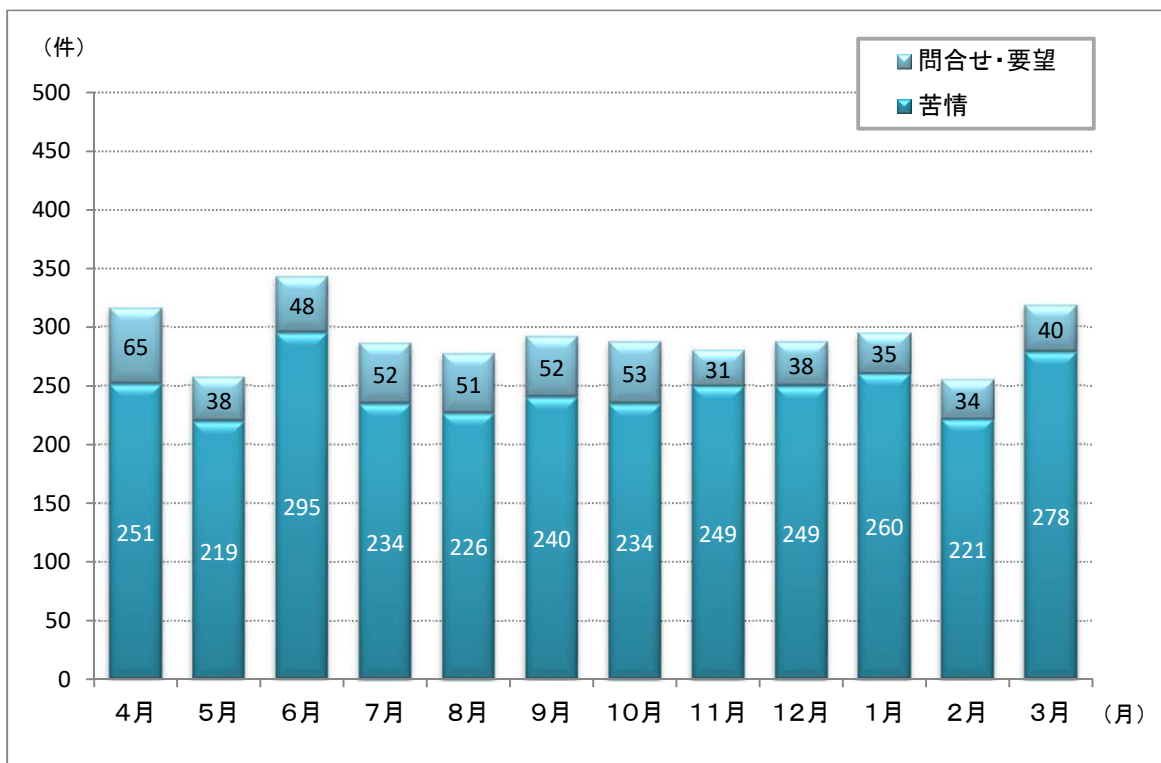
順位	分類	件数
1	商品一般	299
2	融資サービス	198
3	化粧品	195
4	役務その他	160
5	相談その他	140
6	集合住宅	128
7	自動車	123
8	娯楽等情報配信サービス*	119
9	健康食品	105
10	戸建住宅	98

* R3年度に新設された分類

(2) 相談件数の推移



(3) 月別相談受付件数



(4)市町村別相談件数

		R3年度 相談件数	前年度 相談件数	前年度比 (%)
1	甲 府 市	657	800	82.1
2	富 士 吉 田 市	56	60	93.3
3	都 留 市	96	125	76.8
4	山 梨 市	167	185	90.3
5	大 月 市	115	117	98.3
6	韭 崎 市	155	138	112.3
7	南 ア ル プ ス 市	275	328	83.8
8	北 杜 市	282	267	105.6
9	甲 斐 市	324	389	83.3
10	笛 吹 市	305	347	87.9
11	上 野 原 市	57	80	71.3
12	甲 州 市	158	190	83.2
13	中 央 市	156	178	87.6
14	市 川 三 郷 町	77	93	82.8
15	早 川 町	3	4	75.0
16	身 延 町	49	50	98.0
17	南 部 町	22	26	84.6
18	富 士 川 町	64	66	97.0
19	昭 和 町	124	134	92.5
20	道 志 村	6	7	85.7
21	西 桂 町	8	9	88.9
22	忍 野 村	7	15	46.7
23	山 中 湖 村	14	14	100.0
24	鳴 沢 村	6	7	85.7
25	富 士 河 口 湖 町	46	67	68.7
26	小 菅 村	1	0	
27	丹 波 山 村	1	0	
28	市 町 村 不 明	203	58	350.0
29	県 外	59	221	26.7
合 計		3,493	3,975	87.9

(5) 販売購入形態別相談状況

① 販売購入形態別相談件数

■ 購入形態別では、その他・不明を除くと、通信販売が1,164件と最も多く、全体の33.3%であった。次に店舗購入が714件、20.4%と多かった。

販売購入形態別相談件数

年度	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい販売	電話勧誘販売	ネガティブオプション	訪問購入	無店舗販売	その他・不明	合計
R3年度	714	226	1,164	61	179	8	25	7	1,109	3,493
R2年度	807	250	1,190	41	201	20	26	8	1,169	3,712
前年度比(%)	88	90	98	149	89	40	96	88	95	94

② 販売購入形態と年代別相談件数

■ 年代別では、不明を除くと、70歳以上が754件と最も多く、次いで60歳代が581件、50歳代が579件と50歳以上が全体の5割以上を占めた。

■ 全体としては、年齢が上がるほど相談件数が多い傾向が見られるが、販売購入形態別にみると、マルチ・マルチまがい販売では20歳代が最も多かった。

販売購入形態と年代別相談件数

年齢層 (比率)	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい販売	電話勧誘販売	ネガティブオプション (※1)	訪問購入	無店舗販売	その他・不明 (※2)	合計
20歳未満 (2.1%)	13	2	52	1	0	0	0	0	7	75
20歳代 (6.7%)	69	22	91	12	2	0	0	0	38	234
30歳代 (7.0%)	60	12	110	2	7	0	0	3	50	244
40歳代 (10.7%)	80	19	157	5	10	2	0	1	100	374
50歳代 (15.5%)	125	18	231	15	22	0	2	2	126	541
60歳代 (14.2%)	91	19	200	8	25	1	7	0	146	497
70歳以上 (21.6%)	128	92	209	11	70	3	14	1	227	755
不明 (22.1%)	148	42	114	7	43	2	2	0	415	773
合計	714	226	1,164	61	179	8	25	7	1,109	3,493

(※1) ネガティブオプションとは、消費者が注文していないのに、業者が勝手に商品を送りつけて、商品の代金を請求するもの

(※2) その他・不明は、他の販売購入形態に属さないもの、不明なもの

(6) 商品・役務等項目別相談状況

☆「商品」・・・商品一般、食料品、住居品、光熱水品、
被服品、保健衛生品、教養娯楽品、
車両・乗り物、土地・建物・設備、他の商品
☆「商品関連役務」・・・クリーニング、レンタル・リース・貸借、
工事・建築・加工、修理・補修、管理・保管
☆「役務」・・・役務一般、金融・保険、運輸・通信、教育、
教養・娯楽、保健・福祉、他の役務、
内職・副業・ねずみ講、他の行政サービス
☆「他の相談」

上記4項目の分類では

・「商品」に関するもの	1,745件 (50.0%)
・「商品関連役務」に関するもの	303件 (8.7%)
・「役務」に関するもの	1,288件 (36.9%)
・「他の相談」	157件 (4.5%)

「商品大分類」の上位は

・「金融・保険サービス」	362件 (10.4%)
・「商品一般」	297件 (8.5%)
・「保健衛生品」	288件 (8.2%)

「内容別分類」の上位は

・「契約・解約」に関するもの	2,555件 (43.3%)
・「販売方法」に関するもの	1,583件 (26.8%)
・「価格・料金」に関するもの	460件 (7.8%)

※()内は、内容別分類総数5,899件に占める割合

	商品大分類	R3	R2	前年度比(%)
商品	商品一般	297	373	79.6
	食料品	231	304	76.0
	住居品	158	119	132.8
	光熱水品	142	146	97.3
	被服品	169	141	119.9
	保健衛生品	288	294	98.0
	教養娯楽品	253	206	122.8
	車両・乗り物	127	126	100.8
	土地・建物・設備	70	88	79.5
	1,745	他の商品	10	4
商品 関連 役務	クリーニング	4	9	44.4
	レンタル・リース・貸借	140	173	80.9
	工事・建築・加工	97	120	80.8
	修理・補修	51	56	91.1
	303	管理・保管	11	5
役務	役務一般	36	12	300.0
	金融・保険サービス	362	289	125.3
	運輸・通信サービス	208	584	35.6
	教育サービス	13	9	144.4
	教養・娯楽サービス	279	84	332.1
	保健・福祉サービス	128	115	111.3
	他の役務	193	198	97.5
	1,288	内職・副業・ねずみ講	40	23
	他の行政サービス	29	50	58.0
	他の相談	157	184	85.3
	総件数	3,493	3,712	94.1

内容別分類	R3	R2	前年度比(%)
安全・衛生	129	136	94.9
品質・機能 役務品質	356	349	102.0
法規・基準	84	111	75.7
価格・料金	460	513	89.7
計量・量目	3	3	100.0
表示・広告	216	219	98.6
販売方法	1,583	1,771	89.4
契約・解約	2,555	2,595	98.5
接客対応	384	456	84.2
包装・容器	3	1	300.0
施設・設備	5	10	50.0
買物相談	35	23	152.2
生活知識	5	10	50.0
その他	81	67	120.9
総件数	5,899	6,264	94.2

内容別分類の総件数は、内容が2つ以上にわたっている場合があり、件数の合計と一致しない。

(7)契約当事者年代別商品・役務件数(上位10分類)

順位	20歳未満	件数	20歳代	件数	30歳代	件数
1	化粧品	17	融資サービス	18	レンタル・リース・貸借	23
2	他の教養・娯楽	12	自動車	16	融資サービス	19
3	娯楽等情報配信サービス	8	レンタル・リース・貸借	14	商品一般	12
4	健康食品	5	他の教養・娯楽	14	他の金融関連サービス	10
5	商品一般	4	商品一般	12	紳士・婦人洋服	9
6	紳士・婦人洋服	3	理美容	12	健康食品	8
7	理美容	3	内職・副業	10	工事・建築・加工	8
8	相談その他	3	役務その他	8	スポーツ用品	7
9	電気	2	電気	7	他の教養娯楽品	7
9	レンタル・リース・貸借	2	他の金融関連サービス	7	自動車	7
9	医療	2	娯楽等情報配信サービス	7	内職・副業	7
9	内職・副業	2				

順位	40歳代	件数	50歳代	件数	60歳代	件数
1	商品一般	36	化粧品	52	商品一般	48
2	融資サービス	28	商品一般	45	化粧品	44
3	娯楽等情報配信サービス	20	融資サービス	32	融資サービス	27
4	役務その他	18	役務その他	28	娯楽等情報配信サービス	24
5	レンタル・リース・貸借	15	娯楽等情報配信サービス	27	役務その他	18
6	化粧品	14	他の教養・娯楽	22	健康食品	14
7	移動通信サービス	14	自動車	21	工事・建築・加工	14
8	健康食品	13	工事・建築・加工	16	移動通信サービス	14
9	自動車	13	レンタル・リース・貸借	15	相談その他	14
10	役務一般	13	健康食品	14	レンタル・リース・貸借	13
			紳士・婦人洋服	14	インターネット通信サービス	13

順位	70歳以上	件数
1	商品一般	74
2	健康食品	37
3	化粧品	37
4	役務その他	34
5	工事・建築・加工	30
6	融資サービス	29
7	インターネット通信サービス	28
8	電気	26
9	相談その他	25
10	娯楽等情報配信サービス	21

2 消費者啓発事業

(1) 年度別消費者啓発事業実施件数

名称	年度	R1		R2		R3	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
出前講座総数		118	8,891	41	2,574	66	3,685
	児童生徒向け	53	5,128	30	2,178	34	2,509
	若者向け	13	2,320	6	273	13	744
	一般成人向け	1	21			4	102
	高齢者向け	29	947	1	20	9	220
	見守り活動	17	367	4	103	5	100
	教員向け	5	108			1	10

(2) 消費者啓発事業別実施状況

講座名 月	出前講座												総合計		
	① 児童生徒		② 若者		③ 高齢者		④ 一般成人		⑤ 見守り関係者		⑥ 教職員				
	回数	合計	回数	合計	回数	合計	回数	合計	回数	合計	回数	合計	回数	合計	
4							1	48						1	48
5					1	31			1	20				2	51
6			2	102			2	19						4	121
7	5	210	2	50	1	15			1	39				9	314
8									1	7	1	10		2	17
9	2	56	1	87			1	13						4	156
10	5	475					2	50						7	525
11			2	32	1	27	3	90	1	24				7	173
12	7	1,105	4	367										11	1,472
1	6	219	1	16	1	29								8	264
2	1	39	1	90										2	129
3	8	405							1	10				9	415
合計	34	2,509	13	744	4	102	9	220	5	100	1	10	66	3,685	

(3) 啓発資料等の発行、配布

「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」高齢者(9月)、若者(1~3月)

高齢者向けポスター	220部
高齢者向けリーフレット	1,500部
若者向けポスター	160部
若者向けリーフレット	7,500部

(4) 啓発キャンペーンの実施

「5月消費者月間」期間中山梨中央銀行本店ロビーにて消費生活に関する展示を行った。

(5) 事業者向け消費者志向経営セミナーの開催

令和4年3月4日(金)オンラインにて「サステナブル・チャレンジ in Yamanashi」と題して、基調講演とパネルディスカッションを開催した。

(5)消費者啓発事業出前講座内訳

①児童生徒講座 学校教育の場や発達段階において需要の高い情報の提供

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	7月7日	インターネットの恐怖？	中央高校	25
2	7月7日	インターネットの恐怖？	中央高校	41
3	7月7日	インターネットの恐怖？	中央高校	7
4	7月8日	その使い方 大丈夫？	竜王北小学校	70
5	7月8日	その使い方 大丈夫？	竜王北小学校	67
6	9月28日	ネットとのつきあい方 中学生として考えて欲しいこと	石和こすもす教室	21
7	9月29日	地産地消で山梨をGenkilに	中道北小学校	35
8	10月14日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	上野原高校	50
9	10月20日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	上野原高校	51
10	10月22日	SNSに潜む危険 ～ネット社会に求められるモラル～	甲府東高校	254
11	10月29日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	甲斐清和高校(通信)	60
12	10月29日	私たちの生活とSDGs	甲斐清和高校(通信)	60
13	12月8日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	中央高校	39
14	12月8日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	中央高校	46
15	12月8日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	中央高校	32
16	12月8日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	中央高校	16
17	12月17日	知っておこう インターネットの正しい使い方	韮崎北東小学校	62
18	12月17日	その使い方 大丈夫？	韮崎北東小学校	54
19	12月22日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	甲府工業高校	856
20	1月21日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	41
21	1月24日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	40
22	1月25日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	41
23	1月25日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	40
24	1月28日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	40
25	1月30日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	若者自立サポートセンター いっぽ	17
26	2月3日	自立した消費者になるために ～若者を取り巻く身近なトラブル～	吉田高校	39
27	3月7日	考えよう私たちの消費生活	浅川中学	101
28	3月8日	はじめませんか？ エンカル消費	英和中学	36
29	3月8日	はじめませんか？ エンカル消費	英和中学	36
30	3月9日	考えよう私たちの消費生活	須玉中学	35
31	3月11日	考えよう私たちの消費生活	明野中学	29
32	3月14日	考えよう私たちの消費生活	泉中学	34
33	3月16日	ネットとのつきあい方 中学生として考えて欲しいこと	上条中学校	109
34	3月17日	考えよう私たちの消費生活	白州中学	25

②若者講座 自立した消費者となるために必要な情報の提供

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	6月22日	未来をつくるのは私たち	都留文科大学	47
2	6月22日	未来をつくるのは私たち	都留文科大学	55
3	7月21日	消費者センスを高めよう 契約を理解することで消費者トラブルを防ぐ	歯科衛生専門学校	25
4	7月21日	消費者センスを高めよう 契約を理解することで消費者トラブルを防ぐ	歯科衛生専門学校	25
5	9月10日	自立した消費者になるために 若者を取り巻く身近なトラブル	県立産業技術短期大学	87
6	11月17日	自立した消費者になるために 若者を取り巻く身近なトラブル	都留文科大学	16
7	11月24日	消費者トラブル事例を中心に	都留文科大学	16
8	12月2日	これだけは知っておきたい消費者行政の仕事 最近の消費者トラブル	山梨学院大学法学部	251
9	12月9日	社会連携型課題解決プロジェクト 未来をつくるのは私たち	県立大学	9
10	12月21日	未来をつくるのは私たち	都留文科大学	66
11	12月21日	未来をつくるのは私たち	都留文科大学	41
12	1月19日	未来をつくるのは私たち 消費者教育について考えよう	都留文科大学	16
13	2月16日	自立した消費者になるために	中央高校	90

③高齢者講座 高齢者の被害発生防止に向けた啓発

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	5月25日	つなげようみんなの未来に・ストップ電話詐欺・ 安心して消費生活を送るために	ことぶき勸学院 中北教室	31
2	7月20日	つなげようみんなの未来に・ストップ電話詐欺・ 安心して消費生活を送るために	ことぶき勸学院 南都留教室	15
3	11月22日	つなげようみんなの未来に・ストップ電話詐欺・ 安心して消費生活を送るために	ことぶき勸学院 北都留教室	27
4	1月11日	つなげようみんなの未来に・ストップ電話詐欺・ 安心して消費生活を送るために	ことぶき勸学院 峡南教室	29

④一般成人講座 消費者市民社会実現に向けた消費者教育

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	4月26日	相談窓口に着任！ まず知っておこう	第1回消費者 安全確保推進会議	48
2	6月24日	消費者センスを高めよう	県立図書館	7
3	6月25日	知っておきたい お金のはなし	県立就業支援センター	12
4	9月17日	ネットトラブル	県立就業支援センター	13
5	10月14日	SDGs・エシカル消費	退職女性教員の会	30
6	10月27日	私たちの生活とSDGs	甲斐市商工会	20
7	11月1日	消費者被害にあわないために	やまなし消費者支援ネット	30
8	11月12日	高齢者の契約トラブルと対処法	笛吹市社会福祉協議会	20
9	11月30日	私たちの生活とSDGs	県生活学校連絡会 敷島地区生活学校	40

⑤見守り関係者講座 高齢者被害の発生防止に重要な役割を担う見守り関係者への啓発

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	5月7日	あなたの気づきが被害を防ぐ～見守りの大切さ～	甲州市役所 市民生活課	20
2	7月9日	あなたの気づきが被害を防ぐ ～見守りの大切さ～	県民生活センター	39
3	8月27日	山梨県消費生活相談担当者 見守り強化研修	市町村行政 福祉	7
4	11月16日	はじめませんか？ エンカル消費	甲州市市民生活課	24
5	3月15日	あなたの気づきが被害を防ぐ ～見守りの大切さ～	甲州市奥野田地区	10

⑥教職員研修 消費者教育を担当する教職員向け研修

回数	実施日	内容	開催団体の名称	受講者数
1	8月2日	授業に役立つ教材の提案	甲府市教育研究会 家庭科部会	10

3 情報提供業務

(1)消費生活情報誌「かいじ号」年4回発行(県民安全協働課・県民生活センター作成)

No.	内 容
140 令和3年 春号	<ul style="list-style-type: none"> ・「お試し」のつもりが定期購入に！ ・やまなし食育推進計画が新しくなりました ・玄米・精米の食品表示制度が変更になりました ・消費生活協力団体のご紹介 ・5月は「消費者月間」です！
141 令和3年 夏号	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスをなくそう！ ・令和2年度 消費生活相談の状況 ・ご利用ください「出前講座」 ・山梨県食育インスタグラム開設しました！ ・食品自主回収情報がオンラインで確認できます
142 令和4年 冬号	<ul style="list-style-type: none"> ・食の伝承マイスターの紹介 ・山梨県金融広報委員会「知るぼると」とは ・若者の消費者トラブルに注意しましょう
金融広報特集号 令和3年 金融広報特集号	<ul style="list-style-type: none"> ・知るぼると山梨(山梨県金融広報委員会)とは ・無料で講師を派遣します ・「借金問題」でお困りの方へ ・金融トラブルにご注意ください！

(2)テレビスポット「くらしの情報」放映

消費生活に関する知識の普及や注意情報などの提供。
 ・山梨放送、テレビ山梨 各267回

(3)SNSでの情報提供

消費生活に関する知識の普及や注意情報などの提供。
 令和3年7月からLINEアカウントを開始した。
 ・Twitter、Facebook 各54回 LINE 37回

(4)メールマガジンによる情報提供

市町村や山梨県消費生活協力員の相互の情報交換資料の提供。
 ・15回

(5) 展示による情報提供

・展示コーナーを設け、常設展示を行っている。

パネル・展示品	
消費者啓発	①生涯生活設計を立てましょう ②クレジットの利用は慎重に ③収入と支出のバランスを工夫しましょう ④多重債務で悩んでいませんか ⑤「ヤミ金」の実態をご存じですか？ ⑥契約は口約束だけでも成立します！ ⑦速報版 リコール情報 高齢者見守り新鮮情報 子供サポート情報 ⑧あなたはどのタイプ？（主婦編・高齢者編・若者編） ⑨契約解除・取消が認められている場合 ・クーリング・オフ制度 ・消費者契約法による取消し ・未成年者契約 ⑩被害にあわないために
情報	資料提供（各種パンフレット・リーフレット・チラシなど）

(7) 消費生活相談等の情報提供

・報道機関 22回 ・事業者 45回

4 商品の試験、検査

・実施なし

5 公益通報者保護法の外部通報相談窓口

・相談なし

6 特定商取引法・景品表示法等に関する業務

・食品表示合同調査（景品表示法）参加回数 広域3回

IV 参考資料

1 県民生活センターの沿革

- 平成 18. 4 「山梨県県民生活センター設置条例」が改正施行され、県民生活に関する様々なトラブルに的確に対応するための相談窓口を一本化し、平成18年4月1日から県民相談センターと消費生活センターを統合し、県民生活センター（住所 甲府市丸の内一丁目8-5 情報プラザ2階）、地方相談室（住所 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎1階）を設置した。
- 平成 21. 6 県民生活センターを移転した。（住所 甲府市飯田一丁目1-20 JA 会館5階）
- 平成 28. 3 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）による情報発信を開始した。
- 令和元 . 8 地方相談室を移転した。（住所 都留市田原二丁目13-43 南都留合同庁舎1階）
- 令和 3 . 4 オンラインによる出前講座、メールによる消費生活相談を開始した。

2 県民相談センターの沿革

- 昭和 35. 4 「山梨県青少年相談センター設置条例」（山梨県条例第5号）が施行され、青少年相談センターが設置された。その一環として結婚相談業務も始められた。
42. 4 知事公室で県民相談業務を開始した。
42. 7 「山梨県交通事故相談所設置規則」（山梨県規則第15号）が施行され、交通事故相談所が県庁別館1階西入口南脇に設置された。（知事公室所管）
43. 4 「山梨県行政組織規則」（山梨県規則第12号）が制定され、前記の「山梨県交通事故相談所設置規則」はこの中に包含された。これにより、青少年相談センターが県民室青少年対策班に、交通事故相談所が県民室交通安全対策班に、県民相談が県民室広報班にそれぞれ所管替となる。
44. 4 交通事故相談所が北別館3階東端に移転した。
45. 4 「山梨県行政組織規則の一部を改正する規則」（山梨県規則第21号）により、県民室広報班は、県民室公聴広報班に組織変更された。
46. 4 山梨県規則第21号により、交通事故相談所都留支所が設置された。
47. 4 山梨県規則第10号により、青少年相談センターが厚生部青少年家庭課に所管替となる。交通事故相談所が県庁南別館1階に移転した。
47. 7 婦人労働開発センターの分室として内職相談コーナーが南別館内に開設された。
49. 4 山梨県規則第9号により、交通事故相談所が県民生活局交通対策課に、県民相談が県民生活局県民生活課に所管替となる。
55. 4 「山梨県県民相談センター設置条例」（山梨県条例第2号）が施行され県民相談センターが発足、各相談業務（交通事故相談、青少年相談及び結婚相談、内職相談及び行政・法律等の県民相談）を一元化するとともに海外渡航手続き（以前は総務部総務課所管）及び県庁案内（以前は県民生活局公聴広報課所管）を所管事項に加えた。
- 平成 2. 1 土地・住宅に関する相談業務を開始した。
3. 4 「山梨県県民相談センター設置条例」の一部改正により、海外渡航に関する事務が、総務部私学国際課に、県庁受付・案内業務が、企画管理局公聴広報課にそれぞれ所管替となる。
4. 4 「山梨県県民相談センター設置条例」の一部改正（山梨県条例第3号）が施行され、所管事務を具体的に明文化した。また、県民誰もが気軽に県行政に関する苦情等の相談ができる身近な相談窓口として、設置要綱に基づき「行政相談コーナー」

- を開設した。
- 平成 10.4 (財)県民生活協会が行ってきた結婚相談業務が統合された。
- 11.4 県行政に対する県民の苦情及び相談を迅速に処理し、公正で透明な行政を推進するため「山梨県行政苦情審査員設置要綱」に基づく行政苦情審査員制度を導入する組織変更を行った。(行政相談コーナー設置要綱は廃止)
- 11.6 県民情報プラザ(旧甲府西武ビル)2階へ移転した。
- 12.3 遠隔行政相談システム(テレビ電話)を導入した。
- 14.3 行政改革に伴い、結婚相談業務を廃止した。
- 15.4 「中小企業労働相談所設置要綱等」の一部改正により、労働相談業務が各地域振興局企画振興部から移管された。
- 18.3 山梨県県民相談センター廃止。

3 消費生活センターの沿革

- 昭和 45.11 山梨県消費生活センター開設。第1期消費生活講座をセンターにおいて開催。
- 46.4 「地域消費生活講座」を開催。
- 47.11 移動消費生活センター「かえで号」配置。
- 48.2 消費生活講座修了者を対象に第1回消費者大学を開催。
- 49.4 消費生活班が県民生活課に組織変更 センター職員は専任職員により運営。
- 52.4 山梨県消費生活センター運営規定改正。
山梨県消費生活センター運営協議会要領改正。
山梨県消費生活センター「かえで号」管理及び運営要綱改正。
「基礎消費生活講座」8市町村と共催で開催。
- 53.6 市町村共催「消費生活通信大学講座」開催。
- 53.7 県農協会館5階へ商品テスト室を除き移転。
「消費生活専門講座」(衣・食・経済の3コース)を開設。
- 54.4 「消費生活通信大学講座」を「消費生活通信講座」に改称。
- 54.8 「親子で学ぶくらしの教室」を開設。
- 55.11 開所10周年記念事業として国民生活センターと共催で「消費者問題山梨シンポジウム」開催。10周年記念誌「10年のあゆみ」発行。
- 58.5 消費生活センター地方相談室を富士吉田市内、山梨県勤労福祉センター内に開設。
- 59.1 県立総合婦人会館内に移転。
- 59.9 移動消費生活センター「かえで号」廃止。
- 61.4 山梨県弁護士会と提携し、「無料法律相談」開始。
- 62.10 消費生活情報ネットワークシステム・端末機導入。
- 平成 2.5 開所20周年を記念して、「消費者問題特別講座」開催。
20周年記念誌「20年のあゆみ」発行。
- 6.4 「消費者実験教室」開設。
- 9.4 「消費生活通信講座」を廃止し、新たに消費者カレッジとして「高齢者教室」
「新社会人教室」「教員啓発教室」を開設。
- 10.6 消費生活センター地方相談室を山梨県富士吉田合同庁舎内に移転。
- 17.4 消費生活情報ネットワークシステム(PIONEER)・直接作成システム配備。
- 18.3 山梨県消費生活センター廃止。

山梨県県民生活センター

〒400-0035 甲府市飯田一丁目1-20 JA会館5階

行政苦情相談 TEL (055)223-1366

県民生活相談 TEL (055)223-1471

消費生活相談 TEL (055)235-8455

相談・啓発スタッフ TEL (055)223-1571

FAX (055)223-1368

地方相談室

〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 南都留合同庁舎1階

TEL (0554)45-5038

FAX (0554)45-5039